

令和 6 年度 第 1 回静岡市再犯防止推進協議会

1 日時

令和 6 年 6 月 5 日 (水) 18 時 30 分から 20 時 30 分

2 場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる 2 階会議室 1

3 出席者

(1) 委員 (敬称略)

天野早苗、池野英樹、泉谷雅、川島徹也、後藤清雄、齋藤寧、佐々木敏明、鈴木久義、洲濱延臣、高島智恵子、津富宏、間光洋、堀口和弥、松永厚司、山田博

(2) 事務局

近江福祉総務課長、宮崎地域福祉係長、濱主査、山内主任主事、武田主任主事

4 欠席者

なし

5 傍聴人

1 人

6 議事

(1) 令和 5 年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和 6 年度再犯防止推進事業の予定

(2) 第 2 次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

(3) 静岡市付添い支援事業の検討

7 会議内容

(1) 開会

(2) 福祉総務課長挨拶

(3) 委員自己紹介

(4) 議事

ア 令和 5 年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和 6 年度再犯防止推進事業の予定

事務局より資料 1-1 ~ 1-3 を使用して説明した。

イ 第 2 次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

事務局より資料 2-1 ~ 2-2、参考資料を使用して説明した。

ウ 静岡市付添い支援事業の検討

事務局より資料 3 を使用して説明した。

(5) 連絡事項

(6) 閉会

8 議事詳細

○後藤会長 次第第 4 の報告事項 1、令和 5 年度再犯防止推進事業実績報告及び令和 6 年度、再犯防止推進事業予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改めましてよろしくお願ひいたします。報告事項の 1 点目、令和 5 年度再犯防止推進事業の実績及び令和 6 年度再犯防止推進事業の予定についてご説明いた

します。

事前に送付いたしました資料1-1をご覧ください。再犯防止相談支援事業として、再犯防止推進センターと、再犯防止推進員の設置、再犯防止推進員による付添い支援の実施、伴走型支援の実施について3つを取り上げております。まず再犯防止推進センターと再犯防止推進員の設置について、令和5年度は3区の保護司会に委託をして、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置し、再犯防止推進員として寄添い支援員という形で各区3名ずつ、計9名の方を任命しております。令和6年度の取り組みをいたしまして、昨年度、市民講座の修了生の中から、市民ボランティアとして4名の再犯防止推進員として任命しております。資料にも掲載しておりますが、今年度は葵区1名、駿河区3名、清水区3名、市民ボランティア4名の計11名という形で推進員を任命しております。次の項目の再犯防止推進員による付添い支援について、令和5年度は17件の相談ですとか情報提供がありまして、そのうち3件について、付添い支援を実施しております。令和4年度のところを参考に21件の相談で5件の実施があったということで掲載しております。伴走型支援について、付添い支援の対象者のうち、継続的な支援を希望する6名の方に対して実施をしております。伴走型支援については支援期間を概ね2年としており、支援が終了した方も、昨年の中にはいらっしゃいましたが、今年度に入ってからも支援の希望者の申し込みがあり、伴走型支援の方を実施しております。

再犯防止推進に関する啓発について、(資料の)表面のところに市民講座と、裏面に進んでいただきますと、静岡県立本館のイエローライトアップ、アートプロジェクト、静岡矯正展へのブース出展、講演会の実施の5つを取り上げております。(資料の)表面に戻っていただいて、再犯防止市民講座について、令和5年度は全7回の連続講座を行い、17名の方が受講、15名の方が修了しております。先ほど説明いたしました再犯防止推進員に、修了生の中から4名の方が申請くださり、今年度の任命に繋がっております。今年度の予定についてですけれども、今年度も継続して市民講座を実施し、昨年同様に全7回の講座として計画しています。

資料1-2として配付をいたしました、こ・こ・に講座のパンフレットですけれども、再犯防止に関する講座の部分を抜き出してお配りをしております。

資料1-3に記載をいたしました講座概要についてですが、講座を通じて、再犯防止や更生保護制度に理解がある市民の方を増やし、社会復帰できる地域づくりと、将来的に保護司の担い手を増やすことを目指して実施を考えております。昨年度同様に、講座修了者のうち希望者については、再犯防止推進員への任命も行います。また、支援者として関わるきっかけ作りとなるよう、再犯防止推進員以外の再犯防止に関するボランティア活動なども講座の中で取り上げていきたいと考えております。それらを行いまして、講座メニューの案としては、資料の内容で計画をしています。全体的な流れをいたしまして、第1回から第2回

で刑事事件の概要ですか、更生保護制度の概要を知つてもらつた上で、第3回から第4回で矯正施設についての講座を考えております。その後、第5回から第6回のところで、出所後の生活ですか、仕事と住まいにテーマを分け、講座を設けたいと考えております。最後の第7回で、先ほど述べましたボランティア活動や、本市の取り組みについて知つてもらうことと併せて、資料の中には記載をしていないんですけれども、罪を犯してしまった方が、その方の中で更生をされた方ですか、支援者の方の体験談などを聞くようになります。そういう講座を設けたいと考えております。まだ具体的にどなたにお話を、体験談をというところは決まっておりませんが、今後お話くださる方を依頼していくよう考えております。市民講座について、昨年度の第2回の協議会の中で、土日での開催はどうかというご意見をいただきましたが、今回この依頼先として挙げているところで、(資料を)見ていただいた通りでもあるんですけども、講師の依頼先として考えている機関に行政の機関が多くあります。そのため、土日開催が難しい部分もあるのかなということでは認識しております。しかし、まだここにあるものも確定のものではないところもありますし、行政機関ではない方について、土日での講座開催が可能なのかどうかというところも相談しながら検討していかなければというふうに考えております。ワークショップ形式についても、第2回の協議会でご意見いただいておりますが、昨年度の受講者について、受講された方の立場ですか、受講動機が様々であります。講座受講以前の知識などにもばらつきがあるのではないかというふうに考えております。その中で互いに自由に意見を言うということが、難しい部分もあるのではないかと、どのように考えまして、今回の講座の案には一旦含めずに、講座のメニューを考えております。資料1-3について、市民講座についてのご説明は以上になります。

資料1-1に戻つていただき、1-1の裏面をご覧ください。イエローライトアップについてですけれども、昨年7月の社会を明るくする運動の強調月間に合わせて、静岡県庁舎本館のイエローライトアップを実施しております。今年度も継続して実施を予定しております。7月1日には点灯式も計画しております。昨年のこの写真にある通りで、静岡県庁舎のすぐ裏手のところでの実施をしたんですけども、通行人の方にも立ち寄つてもらえるよう、昨年度と少し場所を変え、青葉通りのイベント広場の静岡県庁舎の新館を出てすぐのところの広場で実施するように現在準備を進めております。裏面の2点目になります。アートプロジェクトということで、静岡刑務所に収容されている方のアート作品の展示を市役所静岡県庁舎で行いました。昨年度七夕の時期ということで、見てくださった方、来庁された方のコメントを短冊に書いていただき、展示の後に作品を作られた被収容者の方へのフィードバックも行っております。今年度も、昨年度と同様に市役所での展示を行う他、こちらはもう現在実施中ですけれども、静岡銀行呉服町支店での店舗スペースをお借りしまして、現在6月28日までの

1階スペースの展示も実施をしております。裏面の3点目です。昨年度、令和5年度は静岡矯正展ブース出展を行い、パネル展示とチラシ配布による啓発活動の実施をしております。チラシには再犯防止の協力団体などの説明を記載した他、保護司の活動についても掲載し、啓発品の花の種と併せて配布をしております。配布をした花の種についてですけれども、どこでも成功ですか、あなたを許すといった花言葉があるネモフィラを選んで配布しております。裏面の最後の項目のところです。3月に犯罪・非行をした人の居場所というものをテーマに取り上げ、講演会を実施しております。36名の参加があり、資料にも掲載しておりますが講演会のアンケートの中で、「施設や制度のことをほとんど知らない自分でも理解をすることが出来た」ですとか、「犯罪をした子供たちの話をたくさん聞いてとてもためになった」、「地域の支えがとても大切。いろんなお話が来て、刑務官としてやれることをやっていこうと思った」といった、そのような感想をいただいております。令和5年度の実績および令和6年度の予定についての説明は以上です。

○後藤会長

どうも資料1に関連する説明ありがとうございます。それでは委員の皆様方からただいまの事務局の説明について、ご質問等ございましたらお願ひをしたいと思います。天野委員、マイクが参りますちょっとお待ちください。

○天野委員

推進員の件ですけれども、ボランティア4名を入れまして11名とあります。これを男女別内訳はどうなりますでしょうかっていうのが1点と、2点目が、被支援者、付添い支援を受ける方の中に女性は過去にいたのでしょうかっていう、結局、静岡刑務所なんかには、女性がいないですよね。なので、もしいた場合の話ですけれども、住所は静岡っていうことになるのでしょうか。ということです。以上です。

○後藤会長

今、天野委員からのご質問2点ございました。1点目がボランティアを加えての11名の男女比率をお教えいただきたいということが一つ。それと既に対象者として出てきた方の、付き添いの対象になった方々に女性は、含まれているのかどうか。という、そういうことでよろしいですね。事務局、返答をお願いいたします。

○事務局

推進員の方の男女比ということですけれども、この場に資料がなくて比率をすぐお答えできなくて大変申し訳ありません。また、後日、ご回答させていただければと思いますよろしくお願ひします。

○事務局

濱の方から、令和5年度の状況ですけれども、この資料1-1に記載させていただいた昨年度の3件の中につきましては、女性のみで支援を受けたという方はいらっしゃらなくて、ご夫婦でご相談されたっていう方がいらっしゃいますので、女性はいるのですけれども、女性のみという形ではなかったです。

○後藤会長

天野委員、そういうよろしいですか。

○天野委員

はい。

○後藤会長

課長どうぞ、はい。

- 事務局 少しご質問とはずれてしまいますが、今年の3月まで葵区の生活支援課で生活保護とあと女性相談の担当部署に、長くおりまして、その中の経験を少しお話させていただきたいと思うのですけれども、女性の場合、刑務所ではなく、警察署に留置された方で国選の弁護士の先生がついて、その弁護士の先生が釈放される前提で福祉事務所にその福祉的な支援をということで、留置場まで（福祉事務所職員が）お邪魔して、その他お話を聞いて必要な支援をといった事例も過去にはございました。
- また、最近刑務所で出所後の再犯防止のために、福祉的な繋がりを持つようにという指導教育をしていただいているようございまして、福祉事務所に受刑中の方からお手紙をいただくことが多々ございます。その中で女性の方で静岡に縁もゆかりもないのだけれども、犯罪をしてしまった自分が元のところにまた戻ると繰り返してしまうので、心機一転縁もゆかりもないけれども、静岡に行ってみたいなんっていうお手紙をいただいて、お返事を出したところ、しばらく経ってその方が実際にお見えになって、ということも過去にはございました。ご質問の趣旨とはずれてしまうかもしれません、そういった現場での事例を紹介させていただきました。
- 後藤会長 どうもありがとうございます。天野委員のご質問に関して、今返答できない部分に関しては後日、事務局の方から会員の皆様方に資料送付ということでおろしいでしょうか。次の質問と、はい、松永委員どうぞ。
- 松永委員 はい。ただいまの天野委員のご質問の中に、対象者の中に女性がいたかいないかというお話でございましたけれども、初年度かな、私が1名、女性を担当させていただきました。でも、要は寄り添う支援なものだから、対象者との会話はまずないというのが現状でございます。このことは、今日ここにいる皆様方には、やはり知っていた方がいいなと思いながら、お話をさせていただいて、まずは皆無に等しいです。前も言ったけども、地裁に9時40分集合、9時50分開廷、9時55分主文読み上げ、10時終わって来られてくるわけです。それから、今日どこで寝る、どこで食べる、どこでお風呂入ると会話をしたのが最初の頃でございました。本当に社協の方と悩んでいましたということをお伝え申し上げて、もう一点、令和6年度のこの資料1-1のところで、人数のところが出ています。葵区がなんで1名、私だけになったかと言うと、結局、刑務所から出た人たちの支援を観察所や検察庁がすでに行って回ってくる件数が少ないこともあって、私どももう3名はいらっしゃらないだろうと。今度は4名（市民ボランティア）増えますので、こここのところは1名だけにさせていただいたということを併せてご報告させていただきたいと思います。以上です、ありがとうございます。
- 後藤会長 どうも松永委員ありがとうございます。他の委員の方々からご質問等、津富委員お願ひいたしますはい。
- 津富委員 講座についてちょっとご質問というか、もう変えようもないかもしれませんけ

ど、意見なのですが。これ再犯防止推進計画というか、そういう事業の中でそれが行われているので、順番、検察庁の方から始まるようになっているのですけど、締めで福祉総務課の方が入られているのですけど、最初に枠組みを少し話されてもいいのかなと思いましたというのが一つです。こういうことを目指していますということだと、成果指標なんかこんなことを上げていこうとしていますと最初に話をすると目的意識を少し持ちやすいかと思っていました。

あとこの流れの中で、現在、付き添いをしていただけるようにアクションというか、働きかけていくと思うのですけども、私もボランティア団体をしているのですが、座学の研修だけしてその後何もすることがないと活動から離れていってしまうというのはよくあることなので、やはり行動する機会があった方がいいと思っていて、これは提案なのですが、昨年度、市の方でゲストを招いて講演会が開かれたのですが、ああいうイベントみたいなものを講座を受けた人の中で企画してみるとかいうのは面白いのかもしれません。講座を受けているときに、自分たちが聞くだけじゃもったいないと思うかもしれません。例えばWACさんの話を聞いて、これもっとたくさん的人が聞いた方がいいんじゃないかなと思ったりするのではないかと想像します。講座を受けて意欲が高まったところで、聞いた方が自分たちだけで留めないで、市民の啓発のイベントをやってみようというのが、第7回より後のところであるといいなと思います。市の方も企画されているのかもしれませんけど、一緒にやってみようとか、あと私も皆さんも含めて、助言者はいっぱいいると思います。ですので、そういうアクションで終わると、意欲が高まるのと思いましたという、ちょっと勝手な意見ですはい。

○後藤会長

どうも津富委員ありがとうございました。
前回もまずスケジューリング中でその平日だけだと、一般の方々がなかなか参加できないっていうご意見もいただいているので、可能な範囲でできるだけその意見も反映していただきたいと思いますし、あとあの、委員長という立場ではありませんけど今津富委員がおっしゃられたように、1回目からすぐ検察庁に行って、スタートしていくよりこの講座そのもの全体の流れというか体系のお話に多くの時間をとっていただいても良かったのではないかというのは、去年の例を挙げると冒頭15分ぐらい、濱さんがお話をしてくださいって、その後すぐ実際の研修に入ったと思うのですが、今津富委員からございましたような、まずあの全体の体系とかをお話、ゆっくりしていただいて、初めて集まってきた方にちょっと共通認識を持っていただいた上でスタートしていいのかなというような、感じもいたしましたので、またご検討いただければと思います。ちなみに私、昨年は全部出席をさせていただきましたので、その1回目のときに今言いましたようにその全体の体系の濱さんからのご説明が欠けてしまったところがあったので、そのことが気に残っておりました。

他の委員の方々からご質問とかご意見、いかがでございましょうか。それでは

次に移ってよろしいでございましょうか。事務局の方へ次の議案をお願いいたします資料2の方はい。

○事務局

資料2-1に進めさせていただきます。引き続き私からご説明させてください。報告事項の2点目になりますけれども、第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況ということで説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。再犯防止推進計画の中に再犯防止関連事業として40の事業掲載をしております。そのうちの一部の授業で内容が変わったものがありましたので、ご報告をさせていただきます。お配りしております資料2-1の2ページ目に掲載しておるものになるのですけれども、No.5の誰もが活躍支援プロジェクト検討事業について、こちらの事業を令和5年度で、その事業自体が終了となっております。しかし、次のページ、3ページ目のところに記載をさせていただいているのですけれども、この事業に関連する地域新規事業として、3ページ目の上の段、多様な就労困難者の雇用促進プロジェクトということで、新たに今年度から立ち上げた事業がございますので、そのご報告をさせていただきます。他の掲載事業についても、一部、事業の名称が変わっていたりすとか、その中身説明のところが一部変わっているというものが、いくつか挙げられてはいたのですけれども、内容として終了したり新しく始まったりという以上のものだけになっています。再犯防止推進計画に記載の数値について、資料2-2をご覧ください。静岡市における初犯者数と再犯者数の推移について、令和4年度の数値を反映したものをお配りしております。検挙人数の総数、初犯者数、再犯者数全てが減少をし、再犯者、再犯者率も、令和3年度の48.4%から47.4%に下がっております。再犯者数も、令和元年以降、減少が続いているといった傾向が見られます。次の資料ですが、参考資料として配布をさせていただきましたA3判の資料をご覧ください。こちらについても、この再犯防止推進計画の中で参考数値ということで記載をしているものになります。こちらの表のうち下から2段目のところになるのですけれども、今年の充足率について、令和6年3月末時点で75.8%となっておりまして、当県内で同じく政令市の浜松市が9割以上というデータがありますので、市としても、そちらについては課題を感じております。今後、静岡市の保護司の充足率を高められるように、広報ですとか啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。再犯防止推進計画の進捗状況については以上となります。ありがとうございます。

○後藤会長

ただいまの事務局の説明についてご意見ご質問等、おありでしたらお願ひをいたします。

○松永委員

はい。

○後藤会長

松永委員どうぞ。

○松永委員

最後の事務局の資料、参考資料で保護司の充足率のお話を今ありましたけども、観察所から4年前かな、依頼されまして、保護司になりませんかというタイトルで募集をかけて、その結果、8割がNOでした。2割の方が受けさせていただき

ました。私が決定するわけじゃありませんけども、面接平日に来ていただくものですから、来ていただいたパートの方が、今日は休んで来ているのですが、（保護司活動で）このパート代（に相当する報酬）は出るんですかという。保護司のボランティアであるってこと全くご存知なかった。あるいは、保護司という肩書が欲しいという方。政治の話、宗教の話、肩書きの話は、我々保護司会にとっては何ら必要ありません。本当に、明るい社会を作る、犯罪のない明るい社会を作るために、平日の夜でもご尽力いただける方、（御尽力を）いいただきたいくと思ってますんで、先ほど市民講座の中でも、保護司になりたい方を集めていきたいということがいい話だと思うんです。それを嬉しく思います。よって、この説明資料で、保護司の充足率の中で、なかなか思うように進んでない。ただ平均年齢だけがどんどん上がっていく。私も全国で珍しいと思うんだけど、8年目かな。そのくらいで会長になっているわけですね。今まででは、8年目ではまだ若くて、会長になることはなかったのですが、結局もそういうふうな時代になってきているということあります。なかなか保護司の充足率だけの話では、なかなかちょっと難しいんではないかなというふうに思います。これがだめだと言っているじゃないですよ、この資料が。だから今補足をさせていただいたという次第でございます。以上でございます。

○後藤会長

どうも松永委員ありがとうございます。

ちょうど今のこの保護司の数の話が出てきましたので、池野委員もし何か皆さんにお伝えすることがあられたら、突然振って申し訳ないのですが。

○池野委員

保護観察所の池野でございます。この充足率を上げるというのはなかなかうまくいってないところではございます。最近、県の社会福祉協議会から、ぜひ更生保護について特集を組みたって社会福祉協議会の機関紙に載せていただいたっていうのがございます。それから特定郵便局長さんに対して保護司にならえませんかというPRを、特定郵便局長の集まりに向いていて保護司にならえませんかっていうことで、活動したりもしています。今後はまた別の団体にも、例えば社会福祉士会とか、そういう特定の団体に対してPRすることも考えております。なかなか実績として上がってないのが現状です。以上でございます。

○後藤会長

県内の市町の保護司数等の表は、一般に公開はしていいものなのですか。もちろん個人名等は全然関係ないですよ。

○池野委員

今のところしておりません。去年度とある新聞社から取材を受けて、各市町村の充足率を教えて欲しいと言われたのですが、それは、霞が関の方に問い合わせたら、そういう内訳までは公表しないようにと言われております。県全体の充足率というのは公表していますけれども、市町ごとの充足率はいけないっていうのが現状でございます。

○後藤会長

こういう会合ですから、ちょっと余談になりますが私も県の保護司選考会の委員を務めさせていただいておりまして、10数人で要は保護司の方々の新たにな

る方、お辞めになる方、そういった一覧表等を拝見させていただいたのですが、たまたまここに話が出たときに自分もあまり意識してなかったが、まず全国で4万何人だったですね。静岡で1,500人ぐらいに対して充足率が低いのでございますけども、教育長の方からご質問が出て、同じ政令都市で浜松が90%を超える充足率なのに静岡市、静岡3区はこの75.8(%)、これはどういう背景があるのですかというような質問が、県の教育長の方から出て、少し議論が出た話なのでございますけど。やはりできるだけそういう意味では、その個人名とかもちろんそうですけど、ある程度その保護司の方々が今どんな形で充足しているとかというのは、オープンにしていく必要もあるのではないかとは思うのですけども、難しいのでございましょうか。

○池野委員

ご意見、ご質問として賜りたいと思います。実際、ちょっと、内訳まではという風に言われるかなと思います。

どうもすいません。

ちょっといいですか。

どうぞ、はい、山田委員、お願いします。

(保護司)内訳の話でね、今の。私、清水で(保護司を)やっている者ですが、清水の定数は110人なのですよ。それで今91人ですね。そうすると、77%ですよ、充足は。ただし、どこもそうだと思うのだけど、10人ぐらいは何もやらない人がいる。そういうところで実際の充足率というのはもっと低い。

○後藤会長

ありがとうございます。悪い話ばかりじゃなくて、もちろん個人名など伏せますが、先般新たに20代の方が保護司になってくださったりとか、また先般、静岡市の協力雇用主会に出席なさっていたある方も次期、次の機会に、保護司になりたいと、やはり20代の方がおっしゃってくられたりそういう現象も、自分としては承知をいたしております。ちょっと余談でございますけども。

はい、津富委員お願いします。

○津富委員

何件かあります。まず一件目は、これに関連してたまたま、一般化できないのですけど、東京都の大田区は社会福祉士会が、そのメンバーが保護司になるという動きをしていて、保護司の半分くらいが社会福祉士になったと聞いております。これは情報提供です。

あと、次は、先ほどご紹介いただいた就労困難者雇用推進プロジェクトを拝見して、お隣に(静岡公共職業安定所の)高島さんがおられますけど、ハローワークさんとか、地域若者サポートステーションとか、就労系のいわゆる公的なお仕事させていただいているところが入っていないようなので、入った方がいい場になると思いますというのが2点目です。

それから、ちょっと3、4点ぐらいで申し訳ないんですけど、再犯者数の推移を見せていただいて、今418人まで減ってきて、元々の計画では380人だったわけなのですから、令和2年以降の減り方ってコロナの影響が強くて、その後、ご存知かもしれませんけど、犯罪率が上がっています。全国的に上がったので、施

策がうまくいっているかを読み取れない数字になっているということも、ちょっとお伝えしたいと思います。380人も、コロナが流行り続けたら達成したかもしれませんけど。

次は、今の話と関連するのですけど、成果指標が、再犯者数と立ち直りに協力したい市民の割合と、保護司の認知度になっていると思います。また、この再犯防止関連事業ということで多様な事業を挙げてくださったのですが、どの事業が、成果指標に効いてくるという、ロジックモデルがあった方がいいと思います。何を言っているかっていうと、(再犯防止関連事業を)たくさん並べてくださっているのですが、どれが成果指標に繋がるっていうところが見えにくいです。例えば、市民の認知を上げていくのはどの事業ですよとか、保護司さんが知られていくのはどの事業なのですよとか。その辺がはっきりした方がいいということです。逆にどうしてもこういう一覧表というのは、現状持つておられる事業をラインナップする傾向が強いと思いますけど、もしこのラインナップでは、成果指標に必ずしも届かないとなれば、新規事業を考えてもよいと思いますし、そういう目で、どの事業が効いていると思っておられるか、まだこれだけではラインナップとして不足で何か新しい事業を考えた方がいいと思っておられるか、教えていただければと思います。

○後藤会長

どうもありがとうございます。いくつかご指摘があったのですけども、事務局の方から。津富委員、先に少し伺いたいのは、先ほどの令和6年度開始のときの連携機関の中にいくつか入ってないところがあるというのは、この(資料2-1で)新と書いたところの中で、静岡市誰もが活躍推進協議会とかいろいろ入っていますけど、まだそれ以外はもっと。

○津富委員

そうですね、お隣のハローワークさんとか、地域若者サポートステーションとかもあるんじゃないかなと思います。広がりすぎてしまうと嫌だっていうこともかもしれませんけど、ひきこもり系の支援センターもあったかと思いますし、いろいろ関連のものもあるかなと思っています。

○後藤会長

先ほどの、津富委員からの見せ方の問題もあるので、その前に最初の方の連携機関の中で、いくつかいろんな団体が入っているのですが、この説明っていうのは、一般的の市民の方々にはおわかりになるようなものなのでございますかというか、そういうわかりやすい説明を事務局は考えてらっしゃるのですか。例えば、県のボランティア協会とか商工会議所とはわかりやすいかと思うのですけども、そうでない団体もいくつかあるのですけどこれは。

○事務局

今日ちょっとお持ちではないかもしれないのですけど、この再犯防止推進計画自体はホームページの方の市民向けにも公表しております、この計画の後半部分にどういった再犯防止に関連する事業があるかというのが、数ページ載っているのですけれども、今日お示ししている資料2-1のような形で、個別の事業の事業概要ですか、あと事業形態とかあと関連している機関みたいなものは特にこの表自体の公表はしていなくて、市民向けのご説明というのは特にし

ていないんですけども、この場のこの協議会の関係機関の皆様へのご説明という形で、この表を作っている状態です。

○後藤会長

(資料2-1 新規事業の)最後に出てくるBBT大学、一般社団法人インスパイアなどは、これ今日ご出席の委員の方々がご存知の団体ですか。そういう意味では、何かもう少し補足資料があった方が委員の方にはわかりやすいかなと思うのですけども。

○事務局

そうですね。福祉総務課で実施している事業でなくて所管している地域包括誰もが活躍推進本部の事業なですから、ちょっとうちの方でも、実際この連携機関の細かいところまでちょっと把握していなくて、今日この場で申し訳ないです。もうちょっとどういった団体さんなのかっていうのがわかった方がよろしいですよね、すいません。

もしよければお持ち帰りさせてもらって、何らかの形で宿題としてご説明、結果をフィードバックさせていただいて。

○後藤会長

ちょっと委員として余計なあれかもしれませんけど、例えばこのBBT大学は、自分だったら存じ上げていますけども、ちょっと一般的ではないし、どうしてここに登場してくるのかちょっと疑問がないわけでもないので、というのはちょっと気になったとこですけど。

すいません、最初の津富委員のご質問と意見戻っていただきたいのを、今ちょっと僕が横へ行ってしまいましたけど、武田さんちょっといいですか津富委員からのご指摘に関して。

○事務局

指摘の部分というのが、成果指標、先ほどおっしゃっていただいた三つのところに関連するものがどれか具体的に、この40の事業の中で、例えば再犯者数の減少に関するところにどれが繋がってくるのかとか、そういったところですよね。

○事務局

2番目のご指摘、会長からもBBT大学、その先生の話が出ましたけれども、申し訳ありません私どもで所管している事業ではないものですから細かいところで調べずに本日参りましたので、地域包括ケア誰もが活躍推進本部に改めて連携機関としてハローワークさんですか、含まれていないのかいるのか確認と、あと、有識者として、この方たちがどういった理由でとか、そこら辺もあわせて確認をして、後日ご回答ということにさせていただきたいと思います。

○後藤会長

津富委員、そういう形で事務局の方からまずこの部分に関しては、改めて返答させていただきたいということでよろしいですか。

○津富委員

おそらくこれ正しい情報なので、ハローワークとか地域若者サポートステーション入れてもらえるように担当課に言っていってもらうというのが僕の意見ですから。

○事務局

4点目ですが、事業類型で分けてありますけれどもご指摘のように、どの成果指標に対して効果が見られるのかって、そういった繋がりはつけておりませんでしたので、改めてそこを整理した上で評価をして必要であれば新規事業の検討

- も含めて、進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。
- 後藤会長 津富委員よろしいでしょうか。
- 津富委員 はい。やっぱり論理的にね、これ頑張ったら上手くいくぞというのがあるといいなとお伝えします。
- 後藤会長 他の委員の皆様からご質問とかご意見はいかがでございましょうか。
- 松永委員 はい。
- 後藤会長 はい、松永委員。
- 松永委員 嫌味でなくて本当に立派な資料ありがとうございます。最終的にお聞かせ願いたいんですけども、私どもよりそい支援員に何を求めているのか、私どもよりそい支援は何をすればいいのか。私も過去、4人やったのかな。その中に、さっき申し上げたように何ら話もないわけですよ。だからこちらからわざと仕向けないと、何にも話がない。この間は、明らかに入れ墨しているのがわかつたものだから、肩叩いてこれ役に立ったって聞いたら、何も立ちませんっていう、そんな程度ですよ。だからこっちから声かけなければ、何にも話がないものだから。だけど僕はよりそい支援が必要だと思うんですよ。相手に寄り添ってあげないと。だけども寄り添う前に、寄り添う方の情報をいただければ助かるよっていうことなのですね。個人情報だからって言うけども、その場になってから、さあ今日どこに泊まるって。覚えているのは社協の方が、旅館へ行ってくれて、この人のこと頼むよ、お金も市から出すよと、(しかし)断られた。なぜ断られたかと窃盗。その旅館は共同風呂だから、窃盗のある人は困ると。それはもう大丈夫だからお願いしますと伝えて、なんとかしてくれたけど、もう今はそこの旅館を、そういう方々を泊めることはしなくなつたということになりました。よって、何を私はよりそい支援としていけばいいのかということがなかなか見えてこないっていうのが現状。先に情報もありませんものですから、その場になってみなければわからないという情報ですね。でも、後半の部分は、検察庁から回ってくる資料を市の方から見せてもらえるようになりましたけれど、それ以上の情報がちょっとないですから、果たして本当にこの人に生活支援を、生活保護がどうかって(判断が難しい)。生活支援課へ行くと、(本人は)生まれはわかりますよね。その後、中学校出てからどこで働いた、何年働いた、いくら給料をもらった、ずっと(生活歴を)聞かれるわけですね。ところがもうその本人も、自分がどこで働いたか、何年働いたかも覚えてない。だからあらかじめ、もしそういうことならば、こういうことを聞かれるよってことを本人に伝えてあれば、多少はいいのかもしれないけど、時間だけ食っちゃうっていうことですよね。そんなことが自分の経験としてあったことを、ご報告させていただきたいというふうに思います。
- さっきうちの充足率の話をしましたけども、私ども、本当に85人ばかりいるうちの47名、55%です。稼働してくれる保護司は。先ほど山田委員が言っていましたように、活動できていない保護司の方がいっぱいいます。本当に保護司会活

動をやってくれる方も必要。保護司になる方はいるんですよ。しかし、保護司会の活動をしない人がいるわけです。だから困っているという正直なところなんです。観察所の方へ話はしないけど、保護司会の方は関係ありませんので。ただ私は、保護司会の会長やっていますので、それに対して50%満たない。名前だけ保護司が大勢いて、山田委員も困っているんでしょうけど、私も非常に困っているということをお伝えしたいと思います。以上です。

○後藤会長

どうも松永委員ありがとうございました。実際、松永委員の場合はより深い支援をなさってくださって、その中のいろいろなご体験が得られてのご意見だと思いますし、また、今保護司の話が出ましたけども、実体験の中からの意見だと思いますんで拝聴させていただきます。

津富委員、はい。

○津富委員

意見というかお願いなのですが、先ほど参考資料を示してくださいましたが、上の方、パーセンテージのものが多いのですが、次回から結構なのですが、何分の何っていう、分母がわかると、わかりやすいです。

例えば、少年院仮退院者に対して16.7%っていうのは、何人中何人っていうのがわかると静岡に何人ぐらいいるのかなっていうボリューム感がわかるものを、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○後藤会長

事務局今の御指摘よろしいでしょうか。

○津富委員

保護観察所が出していますね。

○池野委員

出せと言われれば。

○津富委員

よろしいでしょうか、すいません。

○後藤会長

よろしいでしょうか。次の次第の方へ移りたいと思いますけども、静岡市の付添い支援事業の検討についてということでお願いをいたします。

○事務局

話し手変わりまして、濱の方から、審議事項「静岡市付添い支援事業の検討」についてお話をさせていただきます。使用する資料は、A4横の資料3と、お配りさせていただいているのですけれども、こちらの案件につきましては、昨年度の第2回の協議会でお話を頭出させていただきましたので、その際の資料を合わせてご覧いただければと思います。昨年度の協議会の資料なので、資料番号が今回の協議会資料と被ってしまって申し訳ないのですが、こちらの2枚でお話を進めさせていただきたいと思います。

まず、今年度から新たに委員に就任いただきました方もいらっしゃいますので、そもそもこの話は何なのかというところからスタートさせていただきたいと思います。そちらにつきましては、配布させていただきました昨年度の資料、第2回の資料の資料1と資料1_別紙2をご覧いただければと思います。まず今回のこのお話のターゲットといいますか、話題については、冒頭の方で、武田が説明させていただきました当市の事業であります再犯防止推進員による付き添い支援です。今日の資料1-1にも出てくるものになるのですけれどもこちらの事業についてのお話をちょっと混乱させて申し訳ないのですけれども、昨年度協

議会の資料1を見ていただきますと、まずそもそも市が行っている付添い支援とはどういったものなのかっていうところの説明があります。少し読ませていただきます。2の付き添い支援とはというところです。

目的が、犯罪や非行した者等を福祉的な支援に繋げられる体制作り。制度概要が、満期出所や執行猶予等で保護観察がつかない人を対象に、行政等の支援窓口に付き添い、支援を必要とする方を適切な支援制度に結びつけるというものです。こちらについては同じ紙の、右下に表があると思うのですけれども、事業自体は令和3年度からやっているものになります。この事業については、国の再犯防止推進計画の中での市区町村の役割として記載をされているものに沿うものでして、その中、国の再犯防止推進計画を少し読ませていただきますと、市区町村の役割としまして、保健医療福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者と、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難であるものや、複合的な課題を抱える者が地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めるというふうに、国の計画の中に市町村の役割として位置づけられているところです。これに沿う形で静岡市としましては、この制度概要に書いてあるように満期出所の方ですとか、執行猶予、保護観察がつかない人を対象に、これらの人を確実に支援制度に結び付けるというような目的を持って令和3年度に発足した事業であります。内容につきましては冒頭の報告事項(1)でも説明させていただいたんですけども、この令和3年度当時の寄り添い支援、再犯防止推進員を9名、保護司の方3区それぞれ3名ずつ、委嘱させていただきまして、その中にはもちろん松永委員が入られているんですけども、寄り添う支援として実際に支援対象者を、福祉窓口、サービスに結びつけるというものをしていただいていると。

この付き添い支援事業なのですが、今回の審議事項のタイトル「静岡市の付添い支援事業の検討」とさせていただきまして、昨年度のこの資料の左上の表題では、「付添い支援事業の検証のための部会の設置について」というような表現を用いさせていただいているのですけれども、ここから何やらこの付き添い支援事業っていうのを、もう一度考え方直していくようなところが見えるかと思うのですが、冒頭の概要に戻りますと、この令和3年度からスタートした付き添い支援事業なのですが、この表向きとしては普通により確実に犯罪や非行をした者等も福祉的な支援につなぐため、事業内容について検証を行うというふうに書かせていただいております。が、根本的なところを申し上げますと、この今見ていただいている資料の右下に、実際の件数がございます。本日の資料1-1にも、令和5年度の手続き支援実施は3件でしたというような数字もありますが、実はこの支援の実績自体は当初予想予定をしていた件数よりかなり少ないものとなっております。今まで実際どのような経緯で件数が推移してきたのかっていうのを右下の表1で見てもらえばと思うのですが、令和3年度が一番

下の行になるのですけれども、実施件数は6件。4年度は5件、5年度はもうこの時点でも3件ですけれども結果として令和5年度は3件というところです。そもそも令和3年度、この事業を発足させるときにどれぐらいの件数の支援の回数を見込んでいたのかと申し上げますと、当時は年間70件程度でした。その件数から比較すると、本当にどうしたのかというぐらいの数字というところになっているわけです。一体何が想定と違ったのかっていうところを、部会を設置した上で検証していくと。なぜそういうことをしたいのかと申し上げるならば、今見ていただいている資料左側3番です。検証内容の中の①のところなのですけれども、支援を必要とする人はいるのだけれども、その人にちゃんと情報が届いていないというのが原因で取りこぼしているのではないか。また②として、実際に支援に繋がることができない人がいるとして、そもそもこの付添い支援の支援内容自体が不足するなどしてちゃんとしたサービスが提供される用意ができてないのではないか、こういった視点を持って、この件数の差っていうところをもう一度見つめ直したいというところで、昨年度の協議会でこういうことをやりたいというふうにお話をさせていただきまして、実際に、この部会の設置自体は今年度入りまして4月に第1回の部会を終えたところで、その内容も踏まえてお話をさせていただきたいというところです。

資料は、今回の協議会の資料3に移りながら、前回協議会の資料もあわせて見ていただければと思うんですが、そもそも令和3年度当時、この事業を始めるにあたって70件見込んでいた件数、案件というのは、どこから話が来るのかっていうところを申し上げますと、昨年度の協議会の資料1_別紙2、赤枠カラーで刷らせてもらっているところがあると思うのですが、刑事事件の流れで言うと今示したこの赤枠のところが対象となるだろうと。については、それを管轄する部署のこれで言うと検察庁様でしたりですか、あとは刑務所様でしたりですか、そういったところから、そういった対象者の情報を聞いて、支援を実施していく。それが年間70件ぐらいになる見込みだというふうに、想定をしておりました。ともすれば、実際その想定の件数が出ないというのは一体何か、食い違いがあったのか、そういったところをまずはやはり検察庁、また刑務所ですか、この流れで言うと保護観察所様も含めまして、そういったところ、まず件数が、市が思っていたところと実際の違いがあるのかというところも確認したい。そこからスタートしたいというところで、資料3を見ていただき、左上です。付添い支援事業検証作業部会のご協力いただきました方々といたしましては、検察庁から菅野様、藤原様、保護観察所から近藤様、地域生活定着支援センターからは所長の須田様、刑務所からは福祉専門官の黒石様にご協力、ご参加をいただきました。ここのご所属を見ていただければと思うのですが、やはりそもそも当初、案件をいただけだと想定をしていった方がメインで、参加していただいたというところです。

実際にそのところの話で件数について、まずどういうところだったのかってい

う話なんですけれども、資料に詳細な記載がないので口頭で申し訳ないのですが、まず今までの令和3年度、4年度、5年度の支援実施件数の大半、ほぼ全てを地方検察庁様からの情報提供といいますか、相談案件として支援を行っているというのが現状です。検察庁様につきましては、適切といいますか、これ以上対象者っていうところは見えないっていうようなお話をありました。実際に相談件数、資料が行ったり来たりして申し訳ないですけれども、(資料1_別紙2の)右下の表を見ていただくと、検察庁様からの相談件数としましては令和3年度18件、令和4年度20件、令和5年度は17件程度の相談がありまして、そのうち、支援実施件数に結びついているというような現状です。なので、検察庁様につきましては、すごいよくこの付添い支援についてご理解いただいておりまして、対象者を適切にご案内いただいているというようなところをまず確認できました。

続いてなんですけれども、もちろんこの刑事事件の流れの一つであります出口支援の部分です。刑務所様からの満期釈放の方、特に最初の事業コンセプトとしましても、この中で保護観察がつかない方っていうのを確実に支援に結びつけるというところも挙げておりますので、実際刑務所から出てくる方はどうなかつていうところも、この部会では黒石様にお話いただいたのですが、刑務所自体も前とは、少し前とは違いまして、もう満期出所だからといってそのまま送り出すのではなく、あらかじめ中にいるうちに、就労ですとかそういった出た後の生活を考えて支援をしているというところ。なので、この付添い支援をする手前で、もう支援ができているという状態をもって送りを出しているというようなお話をいただきました。もちろん全ての方が、その行き先を見つけた上で出所されているわけじゃないという話もいただいたのですけれども、逆にそういう方については困難事例といいますか、処遇困難な案件というところで、なかなか市民ボランティアで運営をしてもらっている付添い支援にお願いをするのはやはり難しいだろうなという案件が多いというお話をいただきました。というところで、今回、令和3年度の事業発足当時70件程度について見込んでいたこの予定件数なのですけれども、検察と刑務所の方から多く案件がもらえるのではないかというところで想定をしていた事業になるのですが、実際蓋を開けてみたところ特に刑務所の方でも支援の取り組みが加速しているということもありますし、件数自体はやっぱり基本的には出てこなかった。実際にも、今の枠組みの中で取りこぼしている人がいるのかつていうところについては、少なくとも検察庁ですとか、刑務所、そこら辺の把握している対象者については、いないのではないかっていう結論をさせていただきました。ただ、今回お話をさせていただきました、検察庁様、刑務所様、保護観察所様からも同様に、付添い支援に繋げられるような意見は、今のところは少ないっていうお話をいただきましたけれども、資料はグレーがかっている(資料)3に戻りまして、真ん中上の部分です。潜在支援対象者へのアプローチっていう項目になるので

ですが、検察庁のテリトリーまたは、刑務所のテリトリーというだけじゃなくて、もっとちょっと他に目を向ければ、実はそういったところに潜在的にいる支援を必要とする方がいるのではないかというお話をいただきました。これが1個目の三角のところ、簡単に申し上げると警察で関係する人です。一番入り口といいますか、ここが母数としては一番大きいところになるので、ここで微罪処分など、そこで釈放される方っていうところも付添い支援の対象者としては考えてもいいのではないかという話を一ついただいたというところと、二つ目の三角です。保護観察者様からいただいたお話を市内では、少年の家がございますけれども、更生保護施設。ここに事業の説明をしていくって、この中で対象がいるのではないかというところ。なので、こういった2点。潜在支援対象者というふうには、名前をつけましたけれども、今までの説明させていただきました検察庁様ですとか刑務所様以外のところに、事業周知をすることで必要とする人、これを支援に繋げていくことができるのではないかというお話をいただいたのが一つです。

もう1個、部会の中でお話をいただいたのは右上の部分ですけれども、これは少し実現可能性がなかなか難しいといいますか、大きな話になるのですけれども。付き添い支援をこうしていく、こういうふうに変化させたらいいのではないかというふうなお話の中でいただいたものになるのですけれども。そもそも、この再犯防止の事業更生保護事業の中でこういったものが求められているよねというような提案をいただきました。それが、一つの三角印が信頼関係による支援。二つ目としては、先ほど刑務所様のお話の中で触れましたけれども、実際に支援者が見つからないような処遇困難者の方をどうしていったらいいのかという話。またはそもそもとして、地域作りの中で犯罪を未然に防いでいく施策が必要なんじゃないかという話。いずれの3点も、必ずしも付添い支援で実現可能かと言わればちょっと違うところもあったのですが、こういった方向性も意識していく必要があるのではないかというふうなお話をいただきました。これが令和6年4月に実施させていただきました部会のお話でございます。

それに加えまして、というか、それより前に出ていきました令和5年度の第2回の協議会でいただきましたお話を確認させていただいております。委員が今年度変わってしまったのですけれども、静岡刑務所様からは、実は静岡刑務所を起点として全国の刑務所に対して、この事業を発信していったらしいっていうような話実はこの協議会でいただいている。また、泉谷委員からは静岡市に帰住する方に対しては、やはり広報が足りてないのではないか、静岡市内に対してはほぼできているかもしれないけれども、必ずしもそこにいる人がそのまま静岡にいるわけではないと、静岡に戻ってくる人も対象とするべきだよねっていうようなお話をいただいたというところと、例えば右下です。これは先ほども協議会の中で、松永委員がおっしゃっていただいたところなのですけれども、三角印、対象者と話す時間がないというところです。本当にそうかなと

思うのですが。もう一つは、気持ちを上げるような話しやすい環境作りっていうところをこの付添い支援含めていったらどうかという、これは協議会でご意見をいただきました。

それを踏まえた上で静岡市として、事務局としては今後どのような形で付添い支援を展開していくのかという、考えたのですけれども、あまりちょっと大々的にこう変えていきますよというような提案ではないのですが、真ん中の黒いところ、黒地に白文字で示しているところになるのですけれども、いただきました内容の事業周知のところ、これについても積極的に取り組んでいこうというところです。部会の方でご提案いただきました警察署ですとか更生保護施設。もちろん静岡市の庁舎内の関係部署においても、当課の事業が必ずしも周知徹底ができているかと言わればそうではないのかなというところもありますので、庁内関係課など、こういったところに対してこの付添い支援、よりそい支援の事業の周知をしていきたいと思います。協議会でいただきました静岡刑務所を起点としたというところを書かなかったのは、事前の相談ができていないというところもありますし、委員も変わられたところで、ご意見が変わられているかなというところもありますして、ここは触れないで書かせていただいております。2点目としましては、前回の協議会で松永委員にもいただきました、実際に支援対象者とお話する、理解する、今後の支援っていうのを相談する時間を確保して、支援を実施していきたいなというところが出てきますね。3点目につきましては、いきなり出てきてしまってはいるのですけれども、これ自体は部会で出た話なのですけれども、今現在、支援一回について対象者1人に対して、付添い支援の再犯防止推進員の方は1名で支援を行っていただいているところです。これについて、基本1名でやってもらっているところを2名ですとか、そういった複数体制で臨んでみては。そういったところで、事業の継承ですか、実際の経験を積むといったところがクリアといいますか、そういったことが可能になるんじゃないかなという声をいただきましたので、少し人数体制について見直しをかけていきたいなというところでございます。

右側の事業スキームの見直しの検討については、この部会の、資料で言うと右上のところのお声をいただきましたて、こちらについては、すぐにすぐ、付添い支援の中では特に反映していくことがすぐにはできないものにはなるのですけれども、そもそもとして、市にまた再犯防止、更生保護に求められているような支援というのはこういうものだよという声をいただきましたので、これについては、静岡市としても何らかの形で協力または実現できないかというところを検討していきたいという風に考えております。今後静岡市の政策方針として、2つに分けてご説明をさせていただきました。

審議事項というところで挙げさせていただきましたので、この黒枠のところで、今後の市の事業展開についてご審議いただいた上で何かご意見あればいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○後藤会長

どうもありがとうございました。付添い支援事業の検討ということで今お話をいただきまして、いくつかこの審議もありますけど、実際、先ほどから松永委員からもいろいろ支援してくださった側、付き添いしてくださった側としての意見もございましたけど、それ以外にまた委員の方々からも今の事務局の説明に関して何かご意見、ご質問等あったらお願ひをしたいと思います。はい、間委員お願ひします。

○間委員

まず、相談のきっかけが、その中に弁護士が入ってないっていうのは、やっぱりそこはちょっとそもそも、私も責任あるのですけど、弁護士会内の周知がまだできていないというのは非常に大きいのではないかなというふうに私は思っています。もう釈迦に説法ですけども、この赤の囲いで出てくる場面っていうのは、ほぼ必ず弁護士がそこに弁護人として関わっている場面なわけです。もちろん検察庁さんが、例えば居宅がない人とかの出てくるときに支援なさっているのは承知していますけど、一定数や弁護人が関わっているケースもそれなりにあるはずなんです。私もそんなにいっぱいではないですけれども、何年かに1回は家がないという方の事件を受けて、釈放と同時に、一緒に役所に行って生活保護申請して居宅の確保を支援してみたいなことがあるわけです。そういうところに付添い支援、寄り添い支援が関わっている場合がないというのは、やっぱりそこは、まだニーズが拾えてない部分が隠れているのではないかというふうに思います。私もちよんと告知できてないところあるので、場合によっては、その弁護士の集まりちょっとそこに来ていただけるのかというのを調整必要かもしれませんけども、例えば静岡の中部の弁護士であれば、月に1回支部総会って弁護士が集まる会議があったりするので、そこにこうすることをやっています、静岡市としてやってますって来ていただいて、ビラ配るだけでももしかしたら、もっと件数が増えるかもしれないなというところが、まずご指摘させていただきたいと思います。私もちよつと協力させていただきますのでできることがあったら言ってください。

あとは、実際にどういう支援がお願ひできるのか、仮に私が説明を受けたときに、釈放の場面で何が一体お願ひできるんですか。さっき言ったみたいにその究極の話、弁護士が付き添うこともあるんです。そういう中で、あの市として何をしていただけるのかとね、行政窓口の同行ということで言うと、想定されているのはもっぱらその生活保護の申請という理解でいいのかそれ以外もあり得るのか。福祉に繋げるような場合、それ以外の生活保護以外の障害とか高齢とか、そういうものがある場合に、何らかそこについて相談したときに、コードィネート的な部分までお願ひできるのかどうか、支援員の方にそこまで求めるのも、そこはそういう話思うのですけど、そういう話が弁護士から、例えばですが、来たときにどこまで対応してもらえるのかとか。生活保護の申請だけじゃなくて居宅の確保みたいなところまで、ある程度お話を進められるのかとか、居宅の確保は弁護士でやってくれという話になるのかとか、その辺の具体的な

イメージが一緒になるとやっぱり使わせてくださいっていう話になりにくいと思うんです。ちょっとフワッとしてすぎていて、支援員の方も、どういう支援をしたらいいかっていうのがわからないとおっしゃっているぐらいなので、その辺のそもそももののイメージが何を想定されているのかっていうところも周知するときに一緒にアナウンスしていただかないと、なかなかやっぱ件数も増えていかないのかなと。

もちろんできることできないことがあると思いますので、そういう中でいろんな弁護士も、検察庁も、観察所も、それぞれやれることがある中で、そこにどう市役所が関わっていただけるのかということです。支援しなきゃいけない方のために何ができるのですかっていうそこに、市が関わることによってどういういいことがあるのですかっていうのが、ちょっとやっぱり見えにくいのかなあという気はしています。なので、そのあたりも周知する場合には、具体的なイメージができるような、形でしていただいた方がいいのかなあという、ちょっと厳しいような意見になってしまっているかもしれませんけども、これからこのぐらいのあの支援実施件数になっているというところは、そういう部分もあるのかなあという気がしますので、その辺また再検討していただきたいなあと思います。以上です。

○後藤会長

どうも間委員ありがとうございました。

まず1点目に関しましては、その広報的なことはもう周知する意味で市の方でもお願いしたいと思いますが、2点目のことに関してはちょっとこの場では事務局も返答できないかもしれませんけども。課長の方から何か、はい。

○事務局

まず先生のご指摘のとおり、周知していく先として弁護士会さんが入ってないっていうところ、本当に私も現場でよく弁護士の先生ですとか、あと司法書士の先生が同行していただいているのは、何度も経験していて、そこの士会の先生方への周知っていうのが抜けていることに、今ご指摘いただいて気づきまして非常に恥ずかしい思いなのですけれども。その周知をさせていただく際に、役所へその方が繋がったらどうなるのかという具体的なところが見えにくい部分をというところでも、例えば、あの居宅のない方っていうとそれこそWACさんにお願いする場合もありますし、そこに繋がる前に、市としても一時生活支援事業という、先ほど松永委員からもお話をありましたけれども、旅館、ホテルとそれ以外のところとも協定を結んで、一時的に生活をする場も、今日、今からっていう、すぐにすぐ対応していただけるところの確保もある程度できております。そこをきっかけにWACさんからアパートを借りるような算段をつけていただくという、そういう具体例などをお示ししながら、とりあえず、こういうニーズがあって困っている方に対してはこういう支援ができますというようなお話をあわせてご紹介をさせていただけるかなと。お時間いただければ、そのようにさせていただけるかなと。事前に先生と、こういうお話をさせていただこうかと思いますがという打ち合わせをさせていただいて、弁護士の先生

方からもどのような部分で役所に期待をしているのか、あるいはお知りになりたいのか、その辺のすり合わせをさせていただいたうえで周知をする機会を設けさせていただければありがたいなと思いました。

また、寄添い支援の方は当然その専門職ではないものですから、役所へ行って、役所のどこ行って、あそこへ行ってというのは難しいと思います。私も現場で長く色々な相談も受けてまいりましたけれども、以前に比べて支援を必要とされる方が役所へ来ていただいて、いろいろお話するというハードルが下がっているのでないかなと思うのですけれども、やはり役所ならではの、敷居が高い部分っていうのはあろうかと思います。そういう方の隣にいていただけるだけで支援を受ける方っていうのは、心強いのではないかなというふうに思っております。刑務所などを満期で出所されて、すぐに役所を訪ねるつもりで、福祉に繋がっていただきたい方でも、やはりちょっと足を踏み入れるのに躊躇されてしまう。その隣に立っていただくだけでもだいぶ違うか思っております。支援員の方には、私はそのような役割を期待して、お願ひしていきたいと思っております。また改めて先生と、具体的な弁護士会さんとの周知の方法ですとか、内容ですか、お話をさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

○間委員 ぜひ私も協力させていただきたいと思いました。さっきも言いましたが、私もちょっとそこの責任を感じており、委員でありながらなかなか弁護士からの申し込みがないというのは、ちょっと情けないなというのがあります。

弁護士が生活保護の窓口なんかに行っていた経緯っていうのは、もう何年も前の話になりますけども、何年も前のときは、家のない人が生活保護申請いくと追い返されるみたいな実情があった時代があって、今はそれこそ寄り添いまでしてくれるぐらいなので、それはあり得ないというのが大前提になっているかと思うんですけど、そういう意味では、もしものときに喧嘩要員みたいにして弁護士と一緒に付いて行く必要がそこまで高くないということになれば、ある程度そのあたりはお任せするとかっていうことも。法律問題が出てくれば、またそのときに相談に乗るとか、そういう役割分担みたいなものができるようになれば、よりお願ひもしやすくなるのかなと思いますね。そういうところもあります。また、はい、ご相談させてください。

○後藤会長 どうも間委員ありがとうございました。

また事務局もそういう意味ではいろいろな意味で間委員もご協力いただきながら進めるような形でやっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ではほかの方、はい、泉谷委員。

○泉谷委員 時間もないで簡単に行きたいと思うのですけど、付添い支援を普段やっているのですが、まず何が大事かっていうと、出所されてくる人って大体、顔写真付きの身分証明書がないです。大体刑務所の長い方ですと、住民票が登録抹消されていて、それを掘り起こすところから始まるっていう、免許証は大体有効期限が切れているってなると、大体公的機関に行ってもまず追い返されるというか、

話にならないっていう、その住民票をどこからっていうところだと個人情報なんてなかなか教えてもらえないっていうのが、それ以上ですごく時間がかかるっていうところがあつて、大体犯罪傾向が進んでいる人だと、口座が凍結して、通帳が作れないなど、そういう問題がある。まず顔写真を載せている身分証明書がなくて、口座がない、住むところがない、お金がないっていうと大体もうそこで限られてくるのかなと思っていて。なおかつ福祉サービスとなると、今度自立支援医療か障害者手帳がないと、福祉サービスなかなか掛かれないとなると、医療機関にまづからなきゃいけないっていう。そこで診断書が出されて、そこからサービスの計画とかそういう申請になると、最低でも2ヶ月、3ヶ月ってなつてしまつて、その間の要するに住む場所とかって考えると、本当に1回、2回という感じじゃなく、長い付き合いをしていかないと、まずできない方がほとんどです。

うちの施設に来ている方でもほとんどできないので、何か困っていることないって聞くと、「いや、ないです」、「大丈夫です」って言って、その困っていることすらわかつてない。だからその、一人前というかある程度の人間らしい生活をするまでのところまで持つてくのがすごく実は大変で、そこに付き添い支援の方たちが付き添ってくれるっていうのが大事なのかなと思っていて。だから、むしろ「何か困っていることない？」っていうよりも「これは持つている？」、「これはある？」みたいな感じ、「これはできる？」みたいな感じでやってあげる。実際私が窓口について行つても、字が書けない人っていうのも本当にいてその自分が困っているってことを言えない人が本当に多いなって思います。なので、その辺をこちらから声をかけてあげるみたいな支援が、ちょっとおせっかいぐらい多分いいのかなと思っていて、実際、私たちに情報提供があるのは検察とか弁護士さんとか、あとは警察官の方からいついつ出所するのでと、ある程度情報があって、この方はどうしましようかって言つたらまず医療機関手配ですねとかっていう、そういう先に情報があると、ある程度のことができるということ。では、まず生活保護ですねって言って生活保護も申請して大体決定するまで早くても3週間かかります。その間の住む場所とか、お金をどうするとか、そこの金銭管理をどうするかとか、病気がある方は医療機関をどうするか、そういう何か細かな支援というのが多分必要なんじゃないかなと思います。以上です。

○後藤会長

どうもありがとうございます。泉谷委員も実際松永委員と同じような形で対象者とは接してらっしゃると思いますので、いろいろご意見ありがとうございます。鈴木委員、はい。

○鈴木委員

時間がない中で申し訳ありません。泉谷委員もそうですし、松永委員もそうなのですが、私もそうなのですけども、この方たちって長くずっとやっていく方たちなのですね。行政っていうのはやっぱり異動があるものですから、人がガラッと変わってしまうっていうところがあって、そこがやっぱり違うところかなと

いう、問題意識が若干違うのかなというのがあって、事業計画の事業も、事業内容も各課いろんな課がやられているのですけども、ちょっと面でカバーできないなっていうのがあって、点のカバーでは、これでは多分長続きしないのかなあという、国からの指示を受けて事業を行っていると見えてしまう部分は非常に感じます。なので、調査会でどういうふうな会議を、再犯防止の集まりとかというのとか、そこでこういう案があってこういうのがありましたってことをこちらに言っていただければ、多分話が進むと思うのですが、各課で全然違う意識の違うとこやっていくと、多分事業が進まないのかなと。例えば、住宅政策課のセーフティーネット住宅登録と（資料 2-1 の再犯防止関連事業に）書いてありますが、活用はほとんどしないんですよね。居住支援法人が 5 団体静岡市内にあるのですけども、セーフティーネット住宅使うっていう団体、多分一つもないと思うんです。なぜかというと、刑余者と言うと恐らく保証会社から断られる。なので、私も保証会社を使わない不動産屋さんを結構使うのですが、それ実際にはそういう現状だっていうのがやっぱあるっていうところ。生活支援課のケースワーカーも人によって違うところもあって、実際に、生活保護を申請してから私のとこに来た人間っていうのは、私の方で調整したんですね皆さん。私が相談に付き添って対応してしまうのですが、課によって意見が違う部分を調整しているのが僕らなんです。多分そういうことで、保護司さんとかそういうのに苦労しているのかなっていうのはすごく感じています。

点ではなくて面でカバーしていくところで、実際には僕、去年焼津市役所さんから講師をやってくれということで、どういう団体、どういう課が来るかなあと思ったら、全部の課が来たんですよ。職員さん、自分たちはすべての課が関わっているってみんな来てくれたんです。静岡市さんは、全部は大きいものがあるものですから、職員さんによって考え方方が様々で、区によても違いが出ているものですから、まず庁舎内の統一というのはやはり図っていただきたいなと。これをやっていますというのではなくて、中身はどうなのっていうのが見えないので、行政って縦割りで難しいのですけども、それはわかっているのですが、やっぱりそこが一番のスタート地点かなっていうことで、今厳しいこと言っていますけども、まだ始まってないなって感じています、実際僕は。保護司さん、松永委員はよくそれを感じていると思うんです、多分言わないけども本当は感じると思うんです、実際にはそういうところを。やっぱそこは、中身で勝負していきたいなと。静岡市はこういうができるっていう頑張りを、見本になっていただければ。居住支援もそうです。私は、東京に負けないっていう気持ちでやっています。そういう気持ちでやっていかないと、多分、この再犯防止の発展がないのかなって思っています。すごく失礼なことを言って申し訳ありません。以上です。

○後藤会長

はい。どうも鈴木委員、貴重な意見ありがとうございます。

今ご指摘がありましたけど、推進協議会のこの令和 3 年、4 年とこれをまとめ

てから、またこの前年ですか、まとめていって、だんだん歳を重ねてきてまして委員の方も皆さん継続の方が多々いらっしゃるんで、最初のときは確かにあの顔合わせというような形だったかもしれませんけども、だんだんそれぞれの自分の得意分野もございますので、そういう意味では事務局もこういう推進協議会員だけでなく、もう少し、各委員と個別の時間をお作りいただいて、その意見がまた反映されるような推進会議そのものが行われるような運営もまたご検討いただきたいと思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。その他意見は皆様、よろしいですか。

時間は大幅に超えてしまいました。今日はこれで審議事項終了といたしますけども、今日いろんな、ご貴重な意見をいただいておりますので、事務局としてはそれを反映させる意味でも、それぞれまた個別に委員の方々とも時間をとつていただきながら、次回また協議会の前に、いろいろ形のある形にしていただきたいと思って、よろしくお願ひいたします。

閉会

署名

静岡市再犯防止推進協議会 会長

後藤清雄